

# 生成AIに関する実態調査報告書

ver. 2.0

令和 8 年 4 月  
公正取引委員会

J a p a n F a i r T r a d e C o m m i s s i o n

## ✓ 実態調査の背景（生成AIにはメリットとデメリットの両方が存在）

### 新たなイノベーションの促進

- 生成AIの利用による業務効率化の推進、新たなサービスやビジネスモデルの創出等、経済・社会に大きな影響
- 生成AIモデルの性能の向上により、生成可能なコンテンツの範囲が拡大、創造的活動や情報発信の重要な基盤の一つともなっている
- 生成AI技術を応用したロボティクスや自動運転技術の研究も進展、産業構造や生活様式の変革が進行

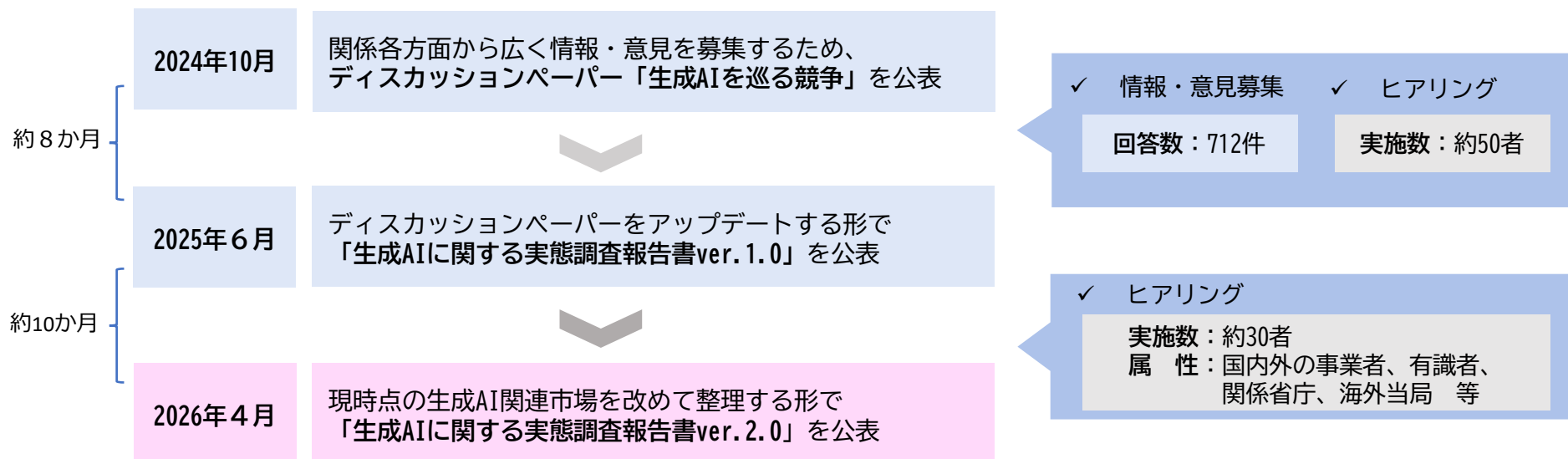
### 様々なリスク

- 著作権も含む知的財産権等の侵害への懸念や偽・誤情報等の社会を混乱させるリスク等
- 競争政策上の観点からのリスク

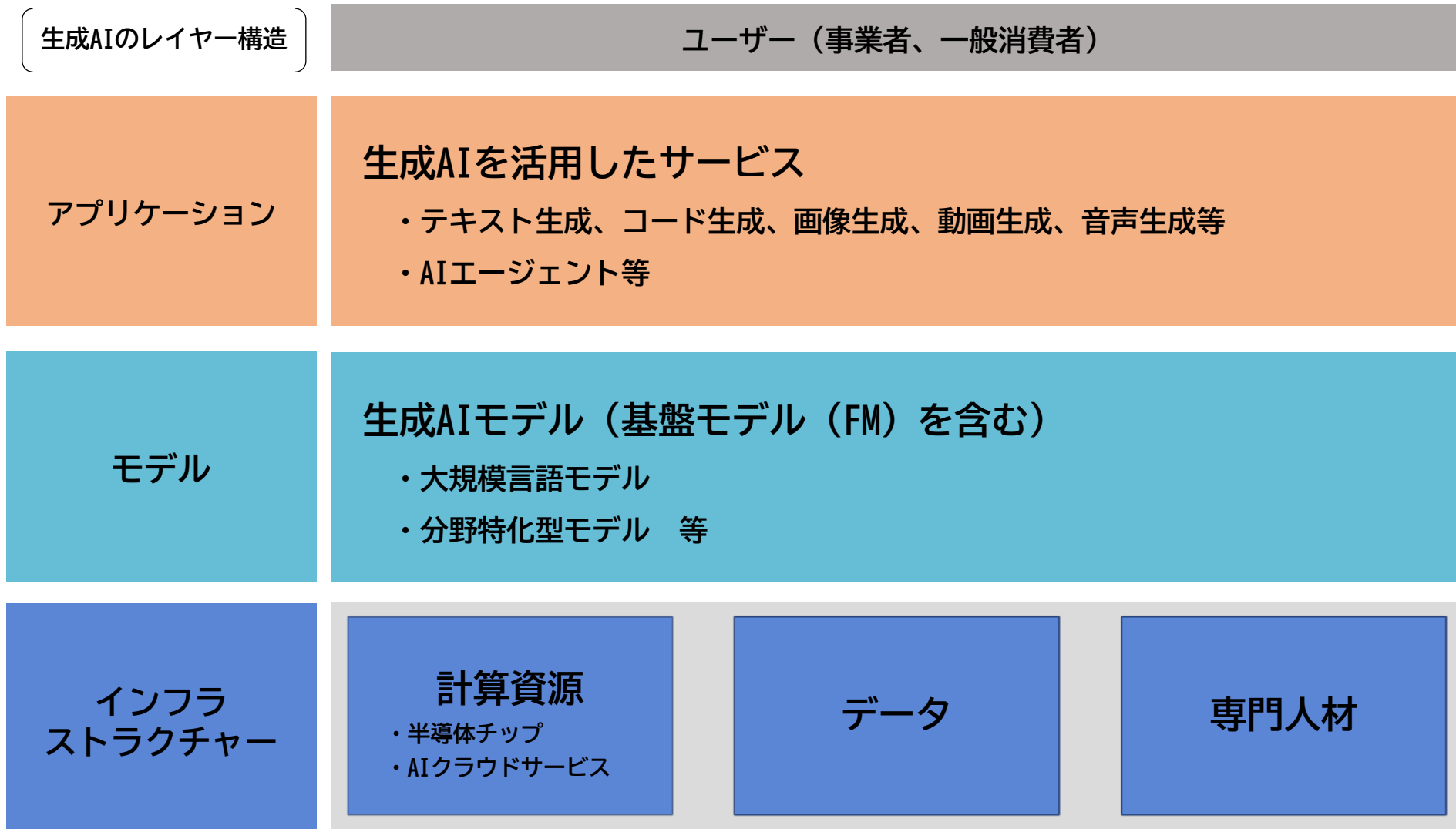
公正取引委員会は、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、生成AIの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成AIを健全な形で経済社会に実装する観点も踏まえ、生成AI関連市場の実態を把握するための調査を実施。

## ✓ 調査手法の特徴及びこれまでの調査の流れ

本調査は、現状の生成AI関連市場の流動的な状況を踏まえ、従来の実態調査よりも迅速かつ柔軟な方法を採用してきた。



✓ 現状の生成AI関連市場の市場構造を3つのレイヤーに整理して検討。



## 1 インフラストラクチャーレイヤー

### (1) 計算資源

- ◆ 学習段階の市場においては、NVIDIA製GPUが引き続き優位性を持つ一方、推論段階の市場では、学習段階と比べて競争が活発化。
- ◆ NVIDIA製GPU以外の半導体チップが台頭してきているものの、現時点ではNVIDIAの一強状態はまだしばらく続くと思われる。
- ◆ AIクラウドサービス市場においては、引き続き大手クラウドサービス提供事業者が有力な地位を占めており、こうした状況は今後も継続する見込み。

### (2) データ

- ◆ データの量だけではなく質が重要視されることもある。
- ◆ 合成データを活用するなどの取組が行われているほか、企業内部のデータの利用等も注目されている。
- ◆ データの収集に関して、ビッグテック企業に一定の優位性はあるものの、開発を目指すモデルの種類等によって優位性に対する評価は異なる。

### (3) 専門人材

- ◆ ビッグテック企業は、高度専門人材の獲得競争において優位性を有しているものの、ビッグテック企業間の競争等も引き続き活発。
- ◆ 国内事業者には、報酬水準の低さ等の課題もあるが、ローカル人材を育成・採用しやすいといった独自の強みもある。

## 2 モデルレイヤー

- ◆ 汎用的なモデルの開発競争は、ビッグテック企業等を中心に引き続き活発。国内事業者は、特定用途に特化したモデル等を開発することでビッグテック企業の汎用型モデルと差別化を図っている。
- ◆ 国内で使用されるモデルについては日本語能力が重要。海外モデルとの日本語能力の差が縮小している中、専門的な領域や高度な日本語能力が必要な場合等において、国内事業者が優位性を発揮できる可能性。

## 3 アプリケーションレイヤー

- ◆ 特に競争が激しい。多様なプレイヤーが参入しており、国内における生成AIプロダクトの利用も以前より進んでいる。
- ◆ 生成AIプロダクトと既存のデジタルサービスの統合が進んでいるほか、AIエージェントも日常的な業務やサービスにおいて定着しつつある。

## 4 その他レイヤーにまたがる事項

### (1) 開発環境等の切替え・移行

- ◆ 少なからずスイッチングコスト等が発生するものの、それが開発環境の切替えの実質的な障壁となるか否かは事業者ごとの開発環境等により異なる。

### (2) オープンソース／クローズドソース

- ◆ 競争政策の観点から、オープンソースかクローズドソースのいずれが望ましいかは一概にはいえない。多様な選択肢が確保されていることが重要。

### (3) パートナーシップ

- ◆ ビッグテック企業とスタートアップ企業の両者にメリットをもたらす可能性がある一方、競争を弱める可能性も指摘されている。

### (4) モバイルOS上の生成AIモデル

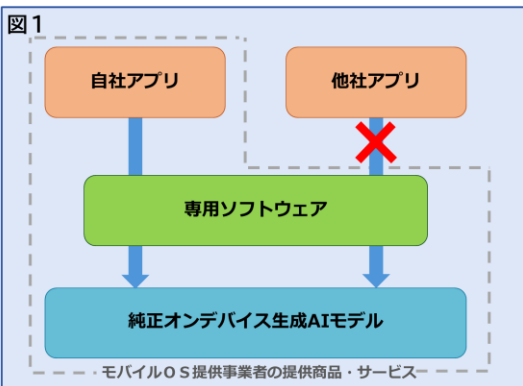
- ◆ スマートフォン上で動作する生成AIモデルを活用した機能を搭載したアプリ等の開発が活発化。今後その活用範囲等は更に広がっていく見込み。

## 【参考】自動運転分野

- ✓ 生成AIを含むAI技術を応用したフィジカルAI市場の中でも近年注目されている自動運転分野について、市場の実態を整理
- ◆ それぞれのレイヤーで競争は活発に行われている。一方、生成AIを直接活用したサービスの市場とは異なる点も多い。
- ◆ 現時点では、競争政策上のボトルネックが存在するという意見はなかったが、こうした応用分野にも目を向けることが重要。

✓ 前報告書では、情報・意見の募集及び事業者からのヒアリングにおいて、特に「アクセス制限・他社排除」及び「抱き合わせ」について、競争上の懸念等を示す声が寄せられたことから、それらについて考え方を整理した。本報告書では、それらについて更に検討を行い、「モバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為」及び「既存のデジタルサービスに生成AIを統合する行為」として改めて考え方を整理した。

## 1 モバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為

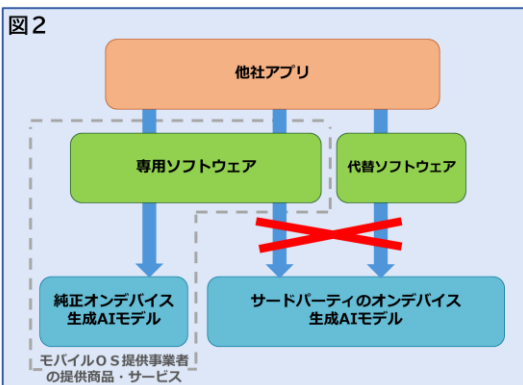


### 想定事例①

モバイルOS提供事業者が、純正オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限する行為

#### <独占禁止法の考え方>

モバイルOS市場において有力な地位にある事業者が、純正オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限するような行為を行った場合において、競合する他の事業者の取引機会を減少させる又はこれらの事業者を排除する場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。



### 想定事例②

モバイルOS提供事業者が、専用ソフトウェアを通じてアクセスすることができるオンデバイス生成AIモデルを純正オンデバイス生成AIモデルに限定する行為

#### <独占禁止法の考え方>

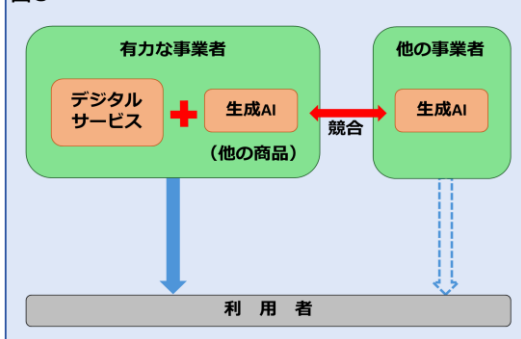
例えば、モバイルOS市場において有力な地位にある事業者が、専用ソフトウェアを通じてアクセスすることができるオンデバイス生成AIモデルを純正オンデバイス生成AIモデルに限定する行為を行った結果、オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等が、サードパーティのオンデバイス生成AIモデルを動作させるために、複数の代替ソフトウェアを組み合わせることを余儀なくされ、開発に要するコストが増大するなどの理由により、代替ソフトウェアを通じてサードパーティのオンデバイス生成AIモデルを使用することが困難となるような場合は、当該行為は競合する他の事業者の取引機会を減少させる又はこれらの事業者を排除する可能性があり、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。

### （参考）スマホソフトウェア競争促進法上の考え方

上記のモバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為が、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するOS機能について、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる行為に該当する場合には、同法第7条第2号に掲げる行為（OS機能の利用妨害）に該当し、当該行為に正当化事由が認められない限り、同条に違反することとなる。

## 2 既存のデジタルサービスに生成AIを統合する行為

図3



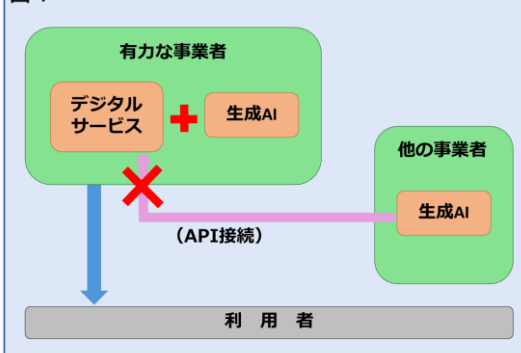
### 想定事例①

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、既存のデジタルサービスに生成AIを統合して利用者に提供する行為

#### <独占禁止法の考え方>

統合された従たる生成AIが「他の商品」に該当する場合において、そのような既存のデジタルサービスと生成AIの統合が、当該デジタルサービス市場において有力な地位にある事業者により行われ、従たる商品である生成AI関連市場に市場閉鎖効果が生じる場合は、当該統合は抱き合わせ販売に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定10項（抱き合わせ販売等））。

図4



### 想定事例②

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、当該デジタルサービスと自社の生成AIを統合した上で、競合する生成AIモデル開発事業者が提供する生成AIに対して、当該デジタルサービスへのAPI接続等を制限する行為

#### <独占禁止法の考え方>

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、技術上の必要性等の合理的な理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて、競合する生成AIモデル開発事業者が提供する生成AIに対して、当該デジタルサービスへのAPI接続等を制限すること等により、ユーザーが当該デジタルサービスにおいて競合する生成AIモデルを使用することを妨げる場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。

### （参考）クラウドサービスと生成AIを組み合わせて提供する行為

- 今回のヒアリングにおいて具体的な懸念の声があったわけではないが、例えば以下のような行為については、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- クラウドサービス市場において有力な地位にある事業者が、自社のクラウドサービスに自社の生成AIを統合して提供することで、生成AI関連市場について市場閉鎖効果が生じる場合
  - 生成AI関連市場において有力な地位にある事業者が、自社の生成AIのライセンスにおいて、当該事業者の競争者が提供するクラウドサービスの利用者に対してのみ、不当に高額なライセンス料を設定することで、クラウドサービス市場について市場閉鎖効果が生じる場合

## 3 その他の論点

- 2024年に公表したディスカッションペーパーでは、これら2つの論点以外に、「自社優遇」、「生成AIを用いた並行行為」及び「パートナーシップによる高度専門人材の獲得」について例示した。これらで例示したような行為を示す意見はこれまでに寄せられていないが、今後、これら3つの論点も含め、引き続き市場を注視していく必要がある。